

# 大仏柳原庄の鴨川浚(鴨川普請)

2020. 7/27 小林ひろみ

## —幕末の洪水対策と被差別民—

### はじめに

この度は、京都近郊の被差別民が、幕末の洪水対策で果たした役割についてご報告したい。合わせて、この洪水対策の工事の際の出来事に反映された当時の被差別民とその他の住民の関りのあり方についても、考えたいと思う

### I. 今村家文書について—報告の元になった史料を含む文書群—

#### 1. 今村家文書とは

- ・今村家 …戦国時代の伏見街道周辺に権益を持っていた有力豪士の系譜を引く家
- ・今村家文書…戦国時代から近代に至る 6700 点余りの多様な情報を含む文書群  
1997 年、「発見」。2015 年、『今村家文書史料集』(上下巻)として、その一部が翻刻出版  
鴨川浚(普請)の記録はそこごく一部 ↑参①②

#### 2. 今村家文書の被差別民関連の記録

- ・被差別民とその他の住民との関りのあり方とその変遷が読み取れる。
- ・近世初頭に再編成された支配や統制の枠組みには収まりきれない被差別民の姿を見ることが出来る。

### II. 鴨川浚(鴨川普請)とは…参③④⑤

#### 1. 安政3年[1856]、幕府・京都町奉行所の主導で行なわれた土木工事

- (1). 工事の目的…加茂川筋の防災と地域振興…直接のきっかけ嘉永5年[1852]の大洪水
- (2). 工事の内容…市街地(洛中洛外町統)・川底の土砂浚  
農村部・川底の土砂浚・堤の補強・川幅の狭い場所の拡幅
- (3). 対象範囲…大聖寺堤(西加茂村)～桂川落合(桂川との合流地点)  
p p 1 地図(明治 23 年の陸軍測量図に加筆)
- (4). 対象範囲の支配関係…市街地・幕領・寺社領など  
農村部・入組支配

#### 2. 度重なる洪水被害…参⑥

- (1). 洪水の原因…①. 上流の開発による土砂の流入などによる川床の上昇  
②. 河川敷の新天地開発による被害区域の拡大

### 目次

はじめに
I. 今村家文書について
II. 鴨川浚(普請)とは
III. 大仏柳原庄という村
IV. 大仏柳原庄の鴨川浚(普請)
V. 工事の遂行を支えた地域社会の 公共的なしくみ
VI. 鴨川浚(普請)と被差別民
VII. 鴨川浚(普請)後の大仏柳原庄
まとめ

(2).洪水被害の実態と個別領主の対応 ー大仏柳原庄の場合ー

- ①.洪水の頻度→19世紀前半に深刻な被害が集中、弘化～嘉永年間[1844～52]は1.2年毎
- ②.被害 →堤の決壊、田畑の浸水、橋の損壊・流出、家屋の浸水・破損・流出、行方不明者
- ③.個別領主の対応 →堤普請の資材・費用、被災者への御救米・御救金の給付

史料1.「御田地」への被害と個別領主の対応 →加茂川沿いに領地があった知恩院への願書から

史料1 「知恩院への年貢  
減免願書(安政六一八五九)  
より」  
…前略…大仏柳原庄の御抱堤江  
古来より数度川瀬之模様ニ寄  
り、水突当テ堤切れ込、御田地迄  
茂度々及大損ニ、其度毎奉願、右  
堤普請為入用、杭木被下、拝借米  
被仰付、且普請人足扶持、且又御  
救米等、其時々損所之模様ニ寄  
り御手当下置候…後略…  
\*傍線小林  
今村家文書一九九八  
「史料集」(参①)P145

表1 大仏柳原庄領主一覽

領主	石高
妙法院	463.84
知恩院	23.59
仏光寺	4.07
計	491.5

『旧高旧領取調帳』より

表2.史料2 人身・家財への被害と個別領主の対応

↓大仏柳原庄最大の領主・妙法院の記録から

表2 妙法院の記録から見た近世後半の大仏柳原庄およびその近辺の水害

安永 9[1780]	柳原上郷洪水。
天保 5[1834]	上郷の賀茂川堤防決壊修理に銀三貫五百匁入用。御救米に十五石を与えることとし、内、同年六石、残りを年々三石宛支給。
天保13[1842]	賀茂川氾濫、柳原庄一帯冠水、民家の流出相次ぎ、七条新地の住人はいずれも2階暮らしを余儀なくされる。
弘化 3[1846]	賀茂川溢水。正面土橋中央西寄落ち、賀茂川西堤防八条通辺約20間が決壊。
弘化 4[1847]	七条辺で高瀬橋が破損。橋掛りの4町、修理料を妙法院に請求。
嘉永 1[1848]	加茂川筋の七条新地・川東の町々が浸水。御救として23町に1町につき5貫文を配り、3町に少々下賜。
嘉永 3[1850] 8月	柳原上郷、鴨川堤防決壊で修理に一貫文ほど助成してくれと訴える。天保5年の例に基づき、3年間で毎年三石ずつ抛出すと返答した処、上郷は、今修理にかかっている飯米にもかなりの経費を要するので、その9石を2年間で頂きたいと要求、応じる。
嘉永 3[1850] 9月	賀茂川弘化3年の際より1尺余りも高い増水、人馬が流されてきて、勘定方地方役人が検分に立会い、川沿いの町々は冠水。柳原東堤は、昨年2尺嵩上げた個所も溢水したが、決壊は免れる。下流の竹田辺で堤防決壊あり、それより上流は減水。

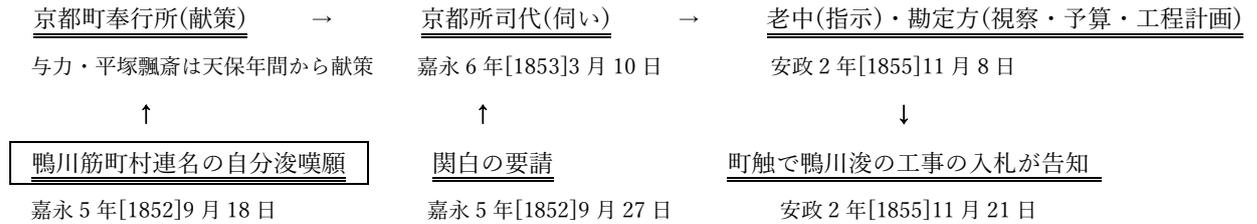
村山著書…参⑦より

↓加茂川浚を献策した改革派与力の著作から

史料2  
平塚飄斎(東町奉行所与力)『鵜鷺問答』(嘉永五年の洪水の後に書かれた戯作風の献策書より)  
…前略…  
尤甚敷は五条橋下・六条・七条新地の町々、流家・潰家、数件有之、七条河原の東番小屋は家も人も行得不知…後略…  
\*右文中「番小屋」が、非人番の小屋なのか、水車小屋の番人の小屋なのかは不明、  
(参③)に引用あり  
(原本は、東大史料編纂所のデータで閲覧可能)

3.官民挙げての洪水対策… 官民共に鴨川筋全体を一括した対応の必要性を痛感

(1).鴨川浚(普請)実施までの過程…参③④⑤



(2).鴨川浚(普請)実施のための費用と労力…参⑤

- ・予算 銀1200貫目余 + 作業中の破損対策費銀150貫  
 内 幕府の支出 金2000両 ←臨時祭御再興御手当御貸付利銀で賄う  
 残り 禁裏御賄金銀・富商からの寄付(冥加銀)で賄う
- ・その他 村町の費用や労役の負担。

**参考** 鴨川浚(普請)の事業全体の中の見た大仏柳原庄 …参③④⑤

◎大仏柳原庄は、自普請所…関係住民自身が費用を負担して堤の修理を行う区域 ←工事の内容は奉行所が点検  
 →他に東九条村・東福寺村・稲荷村、及び竹田村・上鳥羽村の一部が同じ区域

↓参考文献③ 牧論文より引用添付

表3 加茂川浚政策の実施箇所と担当役人

場所	役職	名前
賀茂川筋大聖寺堤 より荒神口迄・ 高野川新田辺より 加茂川筋下堤町迄	加茂川堤奉行 角倉鍋次郎手代 西与力 東回心	角倉鍋次郎 3人 三浦締次郎 吉竹喜蔵
下堤町より 音羽川上迄 附洲浚	西与力 東与力 (西) 下役 (西) 下役 東下役 下雑色 町代 町代 下町代 下町代	本多順之助 平塚表次郎 芝茂左衛門 岩本孫四郎 中尾虎之丞 津田正三郎 奥多佐兵衛 石垣基内 中島猪作 橋本金七
自普請所 音羽川より 竹田村・上鳥羽村	(西与力) (西) 下役 東下役 雑色 下雑色	不破直之丞 松井忠蔵 芝田小兵衛 松尾左兵衛 小島吟四郎
小堀勝太郎掛 竹田村・上鳥羽村 より桂川落合迄	禁裏御所方並山城大川筋 御普請御用兼帯御代官 小堀勝太郎手代 東与力 西下役	小堀勝太郎 3人 神沢虎之助 大塚遠蔵
会所詰 (川端四条下ル)	入用取調役 西与力 東与力 (西) 下役 (西) 下役 (東) 下役 雑色 雑色 町代 町代 棟梁	森甚兵衛 外二当役2人 熊倉市大夫 上田鉄之助 半川鉄蔵 太多岩之助 喜多尾平次 松村三吉 永田貞五郎 奥田佐兵衛 石垣基内 辻子志摩
御勘定・御普請役 代り / 会所詰より市中浚場所など見廻り		

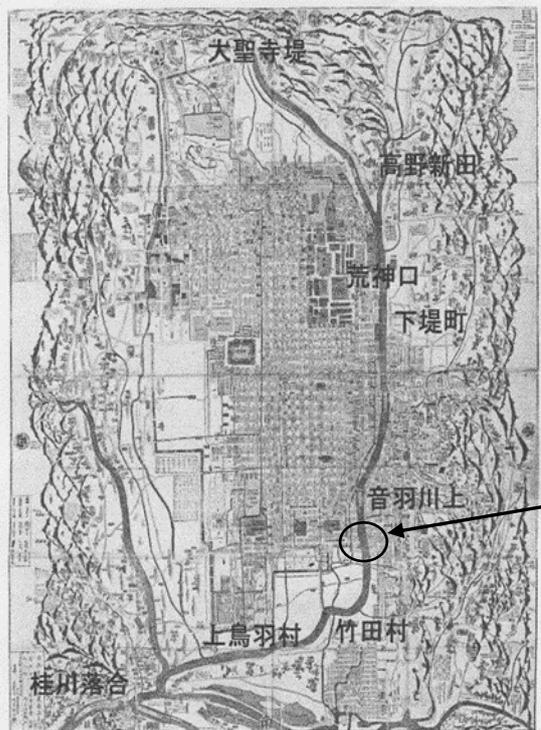


図1 加茂川浚政策の実施範囲

大仏柳原庄は、この辺りであるが、この絵図は、農村部が縮めて描かれているので、位置を正確に示すのは難しい。



### Ⅲ. 大仏柳原庄という村

1.市街地と農村部の境界にある村→市街地に飲み込まれつつあった村

2.被差別民の人口のほうが多い村→本村・推定 100 人以下、銭座跡村・出村・推定 1500 人以上、七条水車小屋  
推定 100~200 人

七条通以北		
新地開発により市街地化、七条新地・上下堀詰町など。北限は五条通。		
七条通以南		
<b>加茂川西岸</b> 七条通以北の新地開発により、被差別民の集落が元湿地帯や川端に移転させられ、その後、鑄銭所跡などにも拡大。	<b>加茂川東岸</b> 大仏柳原庄の本村でかつ 洛外町続きの南端にあたる区域	
「穢多」村	「非人」小屋	本村
<b>六条村</b> (大仏柳原庄の領外) 正徳3年[1713]移転。 京都の役人村(*1)5ヶ村の1つ。 四座雑色(*2)の支配・免租地。	<b>七条水車小屋</b> (領外) 正徳3年1713]移転。 悲田院村を通して四座雑色の支配。	<b>上郷・本郷</b> 村人は本町通(伏見街道)沿いの 本町六~十丁目の住民の一部。 この区域は、町組「大仏組」 33カ町の一部でもある。
<b>銭座跡村</b> (大仏柳原庄の領内) 享保17年[1732]六条村から分立。 本村と役人村の二重支配。		
<b>銭座跡出村</b> (領内) 天保7年[1836]銭座跡村が拡大。 本村と役人村の二重支配。		
<b>大西組</b> (領外) 天保14年[1843]六条村から分立。 役人村の筆頭である天部村の支配		
*1役人村 →行刑役を担う村		
*2四座雑色→京都町奉行所の配下で、治安維持・公武の儀式的警護・囚人の監督・法令の伝達などにあたる半官半民の役人		
参考⑧『京都柳原町史』・註(1)a「今村家文書」2985番「明治3年 愛宕郡柳原庄図面」(史料集未掲載)		

#### \* 上郷と本郷

大仏柳原庄の本村は、上郷と下郷に分かれており、後に下郷が本郷と称するようになった。

上郷と本郷の境界は、まだ不明だが、市街地化した七条通以北の区域の本村は上郷だったようであり、本郷は、七条通以南の区域の本村だったようである。

ともかくも、銭座跡村とその出村の本村は、本郷であった。

安政5[1858]年3月までは、上郷・本郷にそれぞれ庄屋・年寄が置かれていたが、村全体を代表するのは、本郷の庄屋であり、安政5年3月以降は、村庄屋は本郷庄屋のみとなった。

なお、江戸時代には、1つの村に複数の領主がいる場合、村庄屋と領主毎の庄屋が置かれていた。大仏柳原庄も同様で、鴨川浚(普請)当時、8代目今村忠右衛門は、本郷庄屋の他に、2つの領主庄屋も兼ねていた。

	本郷	上郷
村の庄屋	忠右衛門	参次郎
村の年寄	平兵衛	甚右衛門

妙法院領	知恩院領	仏光寺領
忠右衛門	利右衛門	忠右衛門

	本郷・上郷	銭座跡村	*参考 六条村	
正徳5(1715)			789人	参⑨『京都の部落史1 前近代』
享保11(1726)			1000人以上	参⑨『京都の部落史1 前近代』
延享元(1744)		520人	959人	参⑨『京都の部落史1 前近代』
寛延3(1750)	67人			参⑩『妙法院日次記 第11』
宝暦6(1756)	77人			参⑪『妙法院日次記 第13』
宝暦12(1762)	77人			参⑫『妙法院日次記 第15』
明治4(1871)		2552人		「今村家文書」1645、参②掲載
*『妙法院日次記』の大仏柳原庄の「百姓」の人数の書き上げは上記3か年のみ。それ以前は領内の百姓は郡毎に一括で記載、それ以降は居住地の「御境内町」の人数に含めて記載。				
*七条水車小屋の人口は100~200人カ←長屋の戸数50余戸(1戸の奥行1間半・間口1間)				
↑「今村家文書」1920、参①付属CD掲載・参⑨				

#### IV.大仏柳原庄の加茂川浚(加茂川普請)

・加茂川浚(普請)の遂行

◎主な作業 川底の土砂浚と堤防の補強に関わる作業

+

東台用水の付替の企画・関連作業

↑加茂川東岸の用水。柳原庄内から東岸の南隣の東福寺村の用水へとつながる。

月	日	竹や下草の刈払	築建置場建設 資材置場建設	砂持 川浚した土砂を 運搬する作業	投ヶ渡橋建設 作業現場での人の行き 来のための簡易な橋	丁張縄 作業現場への立入 禁止を示す縄	村請橋 村に費用を入札 させて橋を建設	鹿柴請負 堤の補強用の大 量の木の枝集め	出水出動 増水の際に 入足を派遣	堤上置腹付 堤をより高く 厚くする工事	東台用水の 付替
5月	15日			冥加人足(町村民が出役。費用は、富商の 冥加金と町村から)				の住民が、長期間携わった作業。 砂持の冥加人足と並んで、農村部の多数			
6月	1日										雇人足(自普請所では費用は村持(「御抱堤」は領主持) 川浚で川床が低くなるため、取水口をより上流側に設けた。 同時進行で、村の立案・計画の下に行われた工事。
7月	1日										
7月	26日										

↑「文書」1685~1690・1721~1737の日記類より、内1685・1736・1737は(参①史料集)p117~144掲載

翌年まで続く

#### V.工事の遂行を支えた地域社会の公共的なしくみ

例1.市街地と農村部を超えた連携 (嘉永5[1852]年9月)

・大仏柳原庄、川筋町村の「加茂川筋土砂浚願書」の提出に参加

↑8代目今村忠右衛門、農村部の取りまとめ役となる「文書」201・202

例2.近隣の町村との連携 (安政3[1856]5月)

・塩小路村・今熊野村・泉涌寺門前・御用辻子が砂持人足に加勢

「文書」1686

例3.情報公開・利害調整・合意形成 (安政3[1856]年9月)

・本郷の人々、鴨川浚(普請)の費用負担について、寄合で活発に議論する 「文書」1688

#### ◎公共的なしくみ

地域社会全体の利益を実現するためのしくみ

今村家文書の鴨川浚(普請)の記録に含まれる

地域社会の公共的なしくみについての情報

- ①.他の町村との連携
- ②.住民が情報を獲得し、意思を反映するしくみ
- ③.公と私・地域間・領主間・身分間の利害調整
- ④.富裕層の義務と受益者負担
- ⑤.被差別民の果たした役割

大仏柳原庄の各集落 の合議の場 参⑧『京都柳原町史』 より	本郷・上郷	銭座跡村・出村	七条水車小屋
	長百姓寄合・惣百姓寄合	支配人・組頭の寄合のみ(役人村の筆頭・天部村での連 合寄合もあり) *他村との協議や、町奉行所への嘆願に よる決定事項は、本郷庄屋・忠右衛門を通して事後通告	合議の場なし *小屋頭を通して 仕事を請負うのみ
	*加茂川・高瀬川筋の件 は数町村連合寄合あり		

## VI. 鴨川浚(普請)と大仏柳原庄の被差別民

1. 銭座跡村・出村の人々… 砂持人足の派遣・堤の補修用の粗朶の調達・費用の負担を石高に応じて分担

### クローズアップ1

銭座跡村・出村の人々の砂持人足の負担について 安政3 [1856]5/16～7/5

↑ 銭座跡村成立以来の本村との関わりの歴史が反映

↓ 砂持人足の出方について、本郷庄屋・忠右衛門より銭座跡村へ伝えられた内容

史料 3  
 「今村家文書1686」安政三年辰年正月 留記  
 より (傍線・○内、小林が補足)

…前略…  
 銭座へ申通控  
 四月廿一日

一 御冥加人足割方、高拾石人二付、七人宛相掛り候  
 事惣高合五十五石九斗六升三合〇四才  
 此夫人足三十九人

凡老人二付、三匁程之積

一 右割方之通、弥御取掛りニ相成候ハ、勘定之積  
 一 卯十二月廿三日、御冥加人足之願書迄通  
 一 辰三月九日、御冥加人足ニ而、五十六坪仕立候様  
 被仰渡、受書控迄通 (浚った土砂の置場カ)  
 一 同三月二十三日、御前ニ而被仰渡受書控迄通  
 右三通渡ス

廿二日戻ル

…中略…  
 (五月)十九日  
 銭座両組江  
 人足出方之儀、人足ニ而出候旨、及談ニ置候事

### 上記文書から分かること

- ① 銭座跡村も砂持ちに人足を出し、\* 人足の人数は、村高に応じて決めること。 →7 頁補足 iiiA 参照
- ② 右文書との比較から、銭座跡村・出村への 人足賃は、本郷・上郷や柳原庄に人足を助成した他の町村との格差はない。
- ③ 自普請所4ヶ村との協議や奉行所との交渉の結果についての 情報は、銭座跡村へは事後通告ではあるが、漏れなく伝えられている。

### 検討事項 → 人足助成のあり方について

「小村」大仏柳原庄の本村が、なぜ自村の枝村で人口の多い銭座跡村からではなく、近隣の別の町村(塩小路村・今熊野村・泉涌寺門前・御用辻子)から人足助成を受けたのか。

史料 4 「今村家文書1685・参① p122」水車業者の書状案。  
 (安政三年) 六月七日 (傍線小林ひ)

…中略…

一 私義柳原庄領内之内字八形下ト申処ニ蒙御免を水車賃踏渡世相  
 続仕難有奉存候、然ル処近年加茂川筋度々之洪水ニ付、度毎ニ水  
 難困窮仕居候処、此度御上様より右川筋御浚御普請被成下候付、  
 乍恐為冥加ト人足百人分、右老人ニ付銀三匁と仕、合銀三百匁奉  
 差上度奉存候

此段口上書を以奉願上候、何卒右願之通御聞濟被成下候様奉願上  
 候、以上

…後略…

補足 銭座跡村について

i. 成立の事情 …参⑨

・領主(妙法院)・本村と六条村の皮革関連業者の利害が一致

領主・大仏柳原庄の本村

領地内の作物の育た  
ない鑄銭所跡から地  
代収入を得たい

六条村の皮革関連業者

皮革関連産業の発展で  
拡大する人口の受入先  
を確保したい

史料 5 『京都柳原町史』(参⑧) \*傍線小林  
(古文書写綴)一銭座村開発御願ノ留書より  
乍恐奉差上候口上書  
・(前略)・  
柳原庄庄屋重右衛門殿江私共被召寄、銭座跡銅気多  
く作物一切生立不申、近所ニ七條火屋并ニ六條村等  
在之候得共、町屋新建様ニモ望ミ候モノ無之、永々  
御年貢不相立、至極御難儀ノ事ニ候、其方村方居小  
屋地ニ御願申上、相応ノ御年貢モ相立候様ニ仕間敷  
哉ト御尋ニ付、;(後略)  
享保十六亥年十一月 天部村年寄 源左衛門  
六条村年寄 與左兵衛

ii. 二重の支配(本村と役人村から)・重なる負担

・本村からも役人村の年寄層からも警戒される存在

本村の住民

銭座跡村の出作地(居住  
村外に持つ土地)の拡大  
や独立志向を警戒

役人村の年寄層

皮革関連産業の発展による  
新興層の台頭や独立志向を  
警戒

表 7 大仏柳原庄の村々の負担

	年貢	村役米 貸地道年貢	一般の村にかかる負担(金納・労役)			「穢多村」にかかる夫役(金納)	
			国役銀	抱堤普請人足	地頭御用人足	警刑吏役	牢屋敷外番役
本郷・上郷	○→領主		○				
六条村(役人村)[正徳3年移転]						○	○
銭座跡村[享保17年成立]	○→領主(妙法院)	○→本村	○→本村				○→役人村
銭座跡出村[天保7年成立]	○→領主(妙法院)	○→本村	○→本村				○→役人村
大西組[天保14年成立]	○→天部村(役人村)	?	?				○→役人村

\*七条水車裏は、小屋頭以外は全て借家人  
「今村家文書」1631・2397(参①「史料集」掲載),参⑧

iii. 緊張を孕む本村(本郷)との関係

A. 年貢直納をめぐる紛争(寛政5 [1793]~文化1 [1804])

◎年貢直納紛争の概略

寛政5[1793]年	領主・妙法院がから大仏柳原庄への「垣結人足」召集に際して、本郷が銭座跡村との作業を嫌い、人足は出さず人足賃だけ出すよう要求。 それに反発した銭座跡村は、本郷の支配を受けることを拒否。領主の直接支配を求めて、年貢の領主への直納を求め、その他の税や人足の負担も本村を通じて納めることを拒否。
寛政9 [1797]年	妙法院の役人から、人足はそれぞれの村高に応じて出すという基準が提示される。
文化1 [1804]年	銭座跡村の年貢直納は認められるが、その他の税や人足等の負担、領主への訴願は、本村を通すということを確認して11年に渉る紛争は決着。
嘉永5 [1852]年	銭座跡出村も年貢直納を認められ、その他の負担と領主への訴願は本村を通すことを確認。

B. 4年前の傷害事件(嘉永5年[1852])

上郷庄屋の息子が銭座跡村の有力者の息子に重症を負わせ、本村は加害者を牢へ引き渡し、治療代を支払う。「今村家文書」4746~4767

## 2.七条水車小屋の人々…本村や自普請所の村々から多くの作業を請け負う

- ・刈り取った竹の片付け 「今村家文書」1686・1687・1885
- ・資材運搬用の舟の運搬★
- ・作業用の簡易な橋を設置し、出水の際にその橋を取り入れる。
- ・高瀬川の番所に集めた堤の補強用の粗朶(柳の枝)の運搬
- ・柳原庄内の加茂川兩岸の堤の夜分の見廻り・
- ・奉行の工事見分(検分)の際の両掛人足★ など

\*上記の仕事の賃金のうち★は自普請所内の4ヶ村が村割で負担

### クローズアップ2

七条水車小屋頭・六助配下の人々、水嵩の増した川に「投ケ渡橋」をかけ、出水の際には、「仮橋」を取り入れる 安政3[1856]年5/19・5/23

◎小屋頭六助手配の「非人」たち、本郷・上郷の村人が尻込みする危険な作業を請け負う。

★今村家文書 1686(史料6)・横帳『安政三辰年正月 留記』より、まとめ

### 七条水車小屋頭・六助配下が、「投渡橋」をかけるまで・概略

安政3・5/17 自普請所御用掛(本レジュメ3頁参考参照)から自普請所内の村々に、川の所々に自由に往来できるよう、1村残らず投渡橋をかけるよう回達があった。

5/18 本村の村役立会で、川筋の橋を掛ける場所を色々見繕ったものの、何分川の水嵩が高く、とても橋をかけるのは難しいので、本村では、断りを申し出ることを決定。「水嵩が高く、川の水が行き乱れているので、水が少し引くまで、この件は延期をお願いいたします」との趣旨の口上書を提出

それに対し、自普請所掛下役・松井より、断りは受け付けられない。早々橋をかけるようにと達せられる。

5/19 方内(雑色)より、本村へ橋を掛けるよう催促があり、六助手配の人足水車仲仕が来て、投渡橋をかけた。六助からは橋用の2間敷の板を借り、残った縄は六助へ預けておいた。調達した橋用の資材の代金と人足の昼食代は村で負担した。(人足の労賃は後日清算)

★「今村家文書」1885(本レジュメ10頁・史料7)より

5月23日付で、「出水の節、仮橋取入人足式人」に五百文の人足賃を払った記録あり。

**注目点** 雑色から村へ橋をかけるよう催促があったその日のうちに、六助配下の「非人」達がやってきて「投渡橋」が掛けられた。その様子には、水際での作業への熟練が見て取れ、「非人」の中に水中・水際での作業に長けた人々がいることが、当時の社会で認知されていたと推測できる

\*史料8参照。ただし、史料8の「乞児」は、河原に住む野非人であり、投機的、冒険的に描かれているのに対して、六助の配下は、必要な資材まで調達してくる組織的な手際のよさが印象的。

\*関連事項 洪水の際やその後の復旧作業に、奉行所が「水心有之者」として、六条村の住民や漁民を動員した事例がある(参④)

史料 6 七条水車小屋の人々の貢献

(今村家文書一六八六『安政三辰年正月 留記』より抜粋、史料集未掲載)

十七日

…(中略)…

自普請川中所々自由ニ往来相成候様、投渡橋懸ケ可申旨、柳原庄より下竹田村迄、一ケ(村脱カ)も不洩様、早々可申遣候事  
五月十七日 自普請所御用懸  
右無相違取計可申、留村より返届之事  
五ケ村々

十八日

今朝より役中立会、川筋橋懸ケ場所色々見繕ひ候処、何分川水高ク候付、迎も橋之積り難及候事、右ニ付、其段断申出候積り

口上覚

(右行間)「御戻り之御宜敷ニ迄奉存候」

一、昨夜、橋之儀御達奉承候、依而今朝より村役共立会、川筋へ罷出、色々と心配候得共、水高ク行乱ニ相成、依而今暫水少し引候迄之処、御延引可被成下候様、奉願上候旨、申出候

…(中略)…

如此断申出候処、断難相立候、早々相懸ケ可申旨被達候、御懸り松井忠兵衛殿

橋用買もの

杉

- 一、並式間三本 川与より
- 一、綿三かし舟 百廿式文
- 一、橋
- 一、敷

十九日

- 一、式間半五本 川与より
- 一、橋三本 横かミ□□

人足水車仲仕

- 一、罷分
- 一、坂佐

橋掛場所

- 一、石橋通上ル処 壱ヶ所
- 一、瓦坂上ル処 壱ヶ処

…(中略)…

十八日夜

橋掛ケ方、東福寺村江間合候処、東西ニ相掛候事

十九日

- 一、縄代 四百文

十九日

一、方内殿より橋催促有之事

…(中略)…

一、十九日朝、小嶋より橋急キ有之

…(中略)…

橋

六助より

- 一、式間敷 壱、丸印有之 借もの
- 一、式間半 四本組 壱
- 一、四間敷 壱
- 一、式間半 四本組 壱

×

橋杭三組

下之橋

- 一、三本組 材? 式枚
- 一、式間敷 百枚 堀A端八日戻ス堤添ふ
- 一、式間班 三本縄からみ

(日誌下部に横書き)

「十九日、橋掛ケ昼飯、米三升五合、右坂佐A仕出し」  
右橋出来候也

十九日

残り縄、六助へ預置

×

- 一、四貫四百匁

縄買

式百十匁

…(後略)…

史料 7 「今村家文書」一八八五\*傍線小林

覚

五月廿日

一 五百文

(朱字) 此分四ヶ村割分

兼井筒并二  
餅又よりかり舟  
二艘、川下も取  
立に遣候人足  
式人雇ひ料

五月廿一日

一 百文

(朱字) 当庄割

加茂川筋七条より  
二町程下ル所二而  
かり橋懸ヶ候節  
繩代

五月廿三日

一 五百文

(朱字) 当庄割

出水之節仮橋  
取入人足式人

六月十九日

一 三百五拾文

(朱字) 同断

高瀬番所方より  
柳ノ枝運ひ  
人足吉人

六月廿九日

一 三百文

(朱字) 同断

御庄内両堤  
夜分見廻り人足  
雇ひ料

ベ 老貫七百五十文

一 内式百十六文

預かりより引

梅津材木屋  
伊兵衛方駄賃  
立替置申候

残り老貫五百三十四文

内百文請申返引

ベ 三朱ト式拾式文

右之通髓ニ受取申候以上(上文史(印有)

一 式百十六文

七月十六日

水車六助  
代 治助(印)

右者当六月十八日、今村様より人足賃として

金老歩御渡払ひ残り二付、預り置申候

(朱字) 廿四

右之通ニ御座候、宜敷奉願上候以上

七月

水車六助

(宛名破損)



蒲鉾

新編『都繁盛記註解』(参⑭)挿入図(『観場性

根玉』(天明頃の上方版か)「檻褌錦下之齣」図

史料 8 中島棕陰『都繁昌記』(天保九年新鐫)

1839

夏秋の暴雨、<sup>①</sup> 狂濤雷を轟かし、洲裂け石奔るの時に至つて、

橋杓・<sup>②</sup> 棚柵に論莫し、<sup>③</sup> 岸に覗するの衆構、轟然と崩潰し、漂下射

るが如し。<sup>④</sup> 丁壮の<sup>⑤</sup> 乞児、其の<sup>⑥</sup> 蒲鉾を顧みず、却つて喜んで多福

の秋と為す。跳泳出沒、臂を揮つて争ひ逐う。其の残材を奪ひ、相

曳いて浅処に積む。盤渦湧れ易く、<sup>⑦</sup> 巉石骨を撃つと雖も、敢へて

死を顧みず、収め得て後、<sup>⑧</sup> 原主の来つて求めるを俟ち、価を論じ

てさらに售る。<sup>⑨</sup> 尊貴も奪ふこと能はず、威武も屈すること能はず。

① ひどい大水

② 四条橋南北の茶屋や料理屋が、夏期、加茂川に張り出すように作った涼み台。

③ 川沿いのもろもろの建物。襪はくつついた様。

④ 一人前の男子。

⑤ 〇川原の蒲鉾「やつがれは加茂河原にさまよひ侍りて、あた名にかまほこ  
てふなる小屋にすまひなす、かたゐにて侍る。」(『こがねぐさ』)

⑥ 乞食。児は侮る意味の接尾語。

⑦ 鋭く尖つた石。

⑧ 元の持ち主。

⑨ 「富貴も淫すること能はず、貧賤も移すこと能はず、威武も屈すること能はず、  
これを之れ大丈夫と謂ふ」(『孟子』滕文公下)

(原文漢文・新編法子訓註『都繁盛記註解』(参⑬)の訓読・語釈より抜粋

\*この史料については参⑨でも言及。参⑭にも翻刻・改題あり。

## VII.鴨川浚(普請)後の大仏柳原庄

- ・くりかえされる堤切れ … 安政4年・安政5年・万延1年 慶応1年  
堤の修理は「村弁」「村高惣割」 → 嵩む普請入用
- ・村にのしかかる負担 → 錢座跡村・錢座跡出村にも村高に応じて賦課
  - ①.加茂川浚(普請)の際の費用の弁済
  - ②.堤の修築によって生じた潰れ地の年貢・高役 → 村高惣割
  - ③.上記(1)普請入用

### まとめ

#### 1.洪水対策としての鴨川浚(普請)

- ・加茂川筋を一括した河川管理のきっかけ。ただし、その後も洪水は繰り返される。

#### 2.工事の遂行を支えた地域社会の公共的なしくみ

- ・個々の村・町や農村部と市街地の枠を超えた連携
- ・費用や労力などの負担 → 寄合の場での情報提供、利害調整や合意形成。

#### 3.被差別民の洪水対策への貢献と公共的な仕組みとの距離

##### 錢座跡村・出村

- ・鴨川浚(普請)でも本村の本郷・上郷とともに労役、費用を分担。
- ・人足の負担の仕方は、本村からの独立を目指す長期の紛争の過程で決定された事項に基づく。
- ・かつて本村から忌避された同じ人足仕事への従事は、一応は受け入れられており、人足賃の格差もない。
- ・事後承諾ながら、工事の段取りや負担についての必要な情報は、伝達される。
- ・ただし、本村の10倍をはるかに超える人口を擁し、独立を志向しても、あくまで枝村とされ、町村の合議・連携のしくみからは、外に置かれる存在。  
(同一身分内の合議の場も、階層格差のため参加者が極めて限定されたという問題もあり)

##### 七条水車小屋

- ・この人々の存在なくしては、実施が困難だった大仏柳原庄の鴨川浚(普請)  
→ 運搬・見廻りなどの他、一般農民がためらう危険な仕事も請け負う。  
→ 「ヒニン」の職掌として知られてきた警吏・芸能・非人番や定使以外の場で技能を発揮した事例。
- ・町村の合議・連携のしくみの外に置かれる存在として、上記の公共的な仕事も、集落で絶大な力を持つ小屋頭を通して、賃仕事の1つとして請け負う

#### 4.今村家文書の被差別民に関する記録の魅力

- ・被差別民とその他の住民との関係の変遷、対立だけでなく、歩み寄りの側面も見ることができる。
- ・被差別民の屈せず主張する姿、技能によって地域に貢献する姿を見ることができる。

## 参考文献

本報告で参照した今村家文書のうち参考文献①②『今村家文書史料集』上下巻に掲載されているものについては、「文書」文書番号(史料集・参①p〇)」と表示。まだ翻刻が出版されていない文書は、文書番号のみの表示か、「今村家文書」(史料集未掲載)、あるいは「文書」(史料集未掲載)の形で表示。

- ①今村家文書研究会編『今村家文書史料集 上巻 中世～近世編』 思文閣出版 2015
- ②同上編 『今村家文書史料集 下巻 近代編』 思文閣出版 2015
- ③牧知宏 「近世後期京都における災害対策と都市行政—安政三年(1856)加茂川土砂浚を事例に」立命館大『歴史都市防災論文集 v o l 1 』2007
- ④鈴木栄樹 「幕末の鴨川水害と鴨川浚計画—西町奉行浅野長祚と元東町奉行所与力平塚瓢斎との関わりを中心に—」京都市市政史編さん委員会『京都市政史編さん通信』2011
- ⑤福原敏男 『京都の砂持風流絵巻』 渡辺出版 2014
- ⑥吉越昭久 「鴨川の「寛文新堤」の機能と効果」一般社団法人京都市防災協会編『災害に強いまちづくり講座 平成26年度講演録』2015
- ⑦村山修一 『皇族寺院変革史』 塙書房 2000
- ⑧谷川健一他編 『京都柳原町史』 『日本庶民生活史料集成第14巻部落』所収 三一書房 1974
- ⑨京都部落研究所編 『京都の部落史1 前近代』阿吽社 1995 (近世部分執筆 辻ミチ子・山本尚友)
- ⑩妙法院史研究会編 『妙法院日次記』第十一 八木書店 1994
- ⑪同上編 『同上』 第十三 1997
- ⑫同上編 『同上』 第十五 1999
- ⑬中島棕隠原著 新稲法子訓注 『都繁盛記註解』太平文庫41 太平書屋 1999
- ⑭同上編 『京都の部落史9 史料補遺』阿吽社 1987
- ⑮平野寿則 「近世京都における都市開発と新地形成：妙法院と七条新地」大谷学会編『大谷学報』2019.—03
- ⑯同上編 『京都の部落史4 史料近世1』阿吽社 1986
- ⑰同上編 『京都の部落史5 史料近世2』阿吽社 1988

## 「今村家文書に」についての主な研究

- ①河内将芳 「戦国期の京都—今村家と今村慶満—」鴨川・高瀬川地域の歴史遺産継承・活用委員会『連続歴史講座「東山区今村家の歴史遺産の記録」』京都市歴史資料館 2017
- ②木下光生 「幕末～明治維新の本町十丁目における人々の生活—都市農業と商店街の姿—」以下同①
- ③小林丈広 「今村家の明治維新」以下同①
- ④大場修 「今村家住宅・京都最古級町屋の成立過程—」以下同①
- ⑤小林丈広 「明治維新と被差別部落—崇仁地区に関する新発見の古文書から見えてきたこと—」世界人権問題研究センター『問いとしての部落問題研究—近現代日本の忌避・排除・包摂—』2017
- ⑥梅田千尋 「領主様は、お寺さん？—寺院領大仏柳原庄の近世—」鴨川・高瀬川地域の歴史遺産継承・活用委員会『京都歴史資料館紀要第28号 「シンポジウム 今村家文書の魅力の記録」』2018
- ⑦井岡康時 「奔走する今村忠次—明治維新と地域の再編—」以下同⑥
- ⑧小林丈広 「京都における地域史研究の課題—今村家文書調査の歩みを手がかりに—」日本史研究会 『日本史研究 678号』2018